

開講科目

* 開講科目 5条別表第1 6条別表第7

教育職員免許法第6条別表第7を根拠に教員免許状の取得を希望する場合、当該法令に定める必要在職年数ならびに修得を必要とする科目(単位)の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に必ず指導を受けてください。⇒p.105参照

▶▶▶ 特別支援学校教諭免許状(「知的障害者に関する教育の領域」・「肢体不自由者に関する教育の領域」・「病弱者に関する教育の領域」)

特別支援教育に関する科目

施行規則に定める科目区分等			開講コード	開講科目名	中心となる領域	含む領域	開講単位	履修方法	学費(円)	備考	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	S5684	特別支援教育総論			2	T	9,000	※1	
			S5685	特別支援教育基礎理論			4	T	18,000	※1	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	S5673	知的障害児の心理	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	T・S	9,000	心理を含む
				S5674	知的障害児の生理・病理	知的障害者	病弱者	2	T	9,000	生理及び病理を含む
				S5675	肢体不自由児の心理・生理・病理	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	T	9,000	心理、生理及び病理を含む
				S5676	病弱虚弱児の心理・生理・病理	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	2	T	9,000	心理、生理及び病理を含む
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	S5677	知的障害教育Ⅰ	知的障害者		2	T	9,000	左記の2科目を履修することで、教育課程及び指導法を含む
				S5678	知的障害教育Ⅱ	知的障害者	肢体不自由者	2	T・S	9,000	
				S5679	肢体不自由児の指導法	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	T・S	9,000	教育課程及び指導法を含む
				S5680	病弱虚弱児の指導法	病弱者		2	T	9,000	教育課程及び指導法を含む
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	S5681	視覚障害教育総論	視覚障害者		2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
				S5682	聴覚障害教育総論	聴覚障害者		2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	S5687	重複障害・発達障害児の指導法	発達障害者	重複障害者	2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	科目履修コースでは履修不可								

【履修方法】

●履修方法が「T・S」の科目は、スクーリングの受講が必要。1科目毎に受講日数が半日間、別途受講料(4,500円)が必要(目安)。

【備考】

●※1:「特別支援教育総論」1科目2単位を修得しなければ、教員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分を満たさない。